

Title	大江匡房の著作と『新撰朗詠集』
Sub Title	A comparative study of Ōe no Masafusa's works and Fujiwara no Mototoshi's Shinsen-Roeishū
Author	佐藤, 道生(Satō, Michio)
Publisher	慶應義塾大学藝文学会
Publication year	2019
Jtitle	藝文研究 (The geibun-kenkyu : journal of arts and letters). Vol.117, (2019. 12) ,p.1- 17
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	佐藤道生教授退任記念論文集
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00072643-01170001-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

大江匡房の著作と『新撰朗詠集』

佐藤 道生

はじめに

私は去る六月三十日に名古屋大学東山キャンパスで開催された説話文学学会大会に於いて「大江匡房と藤原基俊」と題する口頭発表を行ない、大江匡房と藤原基俊とが学問上の師弟関係にあったことを論じた¹。もし私の推論したとおり基俊が匡房の門弟であつたならば、基俊が匡房の学問を吸収した証しとして、二人の著作には共通する漢学の体系的知識が認められるはずである。そこで本稿では、二人の著作を比較することを通して、その点を具体的に検証してみたい。

一、大江匡房の「詩境記」

大江匡房（一〇四一—一一一一）にはその文学的価値観を提示した「詩境記」（『朝野群載』卷三）と題する作品が現存している²。これは匡房による中国詩史とでも言うべきものであり、その中で彼は詩を製作する場（詩壇）を国家に準えて「詩境」と名づけ、皇帝を詩境の統治者（詩壇の主宰者）に、臣下の詩人を詩境の住民（詩壇の構成員）に見立てて、周代から

唐代に至るまでの詩壇の変遷を辿っている。ふつう詩史の主役は詩人だが、「詩境記」では詩壇を形成して詩人を統括する役割を担う皇帝の存在を重視している。皇帝は自ら詩人であると同時に、臣下の詩を正しく評価できる才能を兼ね備え、その詩臣を庇護する存在でなければならぬというのが匡房の主張である。記中、匡房は詩壇の統治者として魏の文帝、唐の太宗の名を挙げる一方で、詩壇を統治する資質に欠ける皇帝として劉宋の明帝（正しくは文帝）、隋の煬帝の二人を挙げている。

「詩境記」は、中国詩史を叙述した後、一転して筆先を我が国に向け、

我朝起於弘仁承和、盛於貞觀延喜。中興於承平天曆、再昌於長保寛弘。広謂則三十餘人、略其菁莫、不過六七許輩。

（我が朝は弘仁・承和に起り、貞觀・延喜に盛んなり。承平・天曆に中興して、再び長保・寛弘に昌さかんなり。広く謂へば則ち三十餘人、其の菁莫を略すれば、六七許輩に過ぎず。）

とだけ述べて、唐突に記事を終えている。このいかにも中途半端な終わり方は、本来この後に本邦詩史の叙述のあったことを想起させる。記の現状は匡房自身がその部分を削除したか、後世その部分が失われたかのどちらかであろう。或いは最初から後半部分が無かったとも考えられるが、いずれにしろ、匡房がそこに何を書いたのか（書こうとしたのか）、今となっては不明とせざるを得ない。しかし、先に指摘した如く、理想的な天子は（国家を統治するだけでなく）詩人を庇護し、詩壇をも統括するという文学観が匡房にあったことから推せば、詩史の画期として具体的な年号（弘仁・承和・貞觀・延喜・承平・天曆・長保・寛弘）を挙げたのは、これらの時期を治めた天皇が本邦詩壇を牽引したことを言おうとしているように思われる。この文学史観が引き継がれて、弟子の基俊の著作にも見出されるかについては、後節で見ることにしよう。

詩壇の「起」点とする弘仁・承和は、弘仁（八一〇―八二四）が嵯峨天皇の、承和（八三四―八四八）が仁明天皇の治世である。隆「盛」を迎えたとする貞觀・延喜は、貞觀（八五九―八七七）が清和天皇の、延喜（九〇一―九二二）が醍醐天

皇の治世である。「中ごろ興った」とする承平・天曆は、承平（九三二―九三八）が朱雀天皇の、天曆（九四七―九五七）が村上天皇の治世である。「再び昌んになった」とする長保（九九九―一〇〇四）・寛弘（一〇〇四―一〇一三）は一条天皇の治世である。

匡房が本邦詩史上、たしかにこれらの天皇を詩境の統治者として重視すべき存在であると見なしていたことを、以下に『江談抄』を用いて証明することしよう。『江談抄』は匡房の言談（江談）を集成した書である。言談の内容は多岐にわたっているが、詩文に関する言談にはしばしば天皇が登場する。右の七人の中では仁明・清和・朱雀の三人が話題に上ることはない（『江談抄』の散佚部分に存在した可能性はある）が、他の四人は何れも詩壇を主宰する聖主として描かれている。且つ『江談抄』では嵯峨・醍醐・村上・一条以外で匡房から詩才を称えられた天皇は一人もいないのである。順を逐って見ることしよう。

一―一、嵯峨天皇

嵯峨天皇（七八六―八四二）。在位は大同四年（八〇九）四月から弘仁十四年（八二三）四月まで）の文学的事績としては第一に『凌雲集』『文華秀麗集』の編纂を下命したことが挙げられる。しかし、匡房が本邦詩史の起点に弘仁という嵯峨の年号を挙げたのは、その勅撰漢詩集の下命を念頭に置いただけではあるまい。それ以上に大きな事件が『白氏文集』の渡来であった。

周知の如く、白居易の詩文は渡来するや瞬く間に流行し、我が国の詩風を一変させた。その渡来時期は勅撰三集（右の二集に『経国集』を加える）の成立後、仁明天皇の承和年間である。太宰大貳藤原岳守が唐人の貨物から「元白詩筆」（元は元稹）を見出し、仁明天皇に献上したのが承和五年（八三八）のことであり（『日本文徳天皇実録』仁寿元年（八五一）九月乙未（二十六日）条）、円仁の将来目録『慈覚大師在唐送進録』に載る「任氏怨歌行一帖（白居易）」「杭越寄和詩并序一帖」が遣唐使船によって齎されたのが承和六年のことである。承和十四年には慧萼が蘇州南禅院で書写した『白氏文集』を

持ち帰り、また円仁も同じ年に「白家詩集六卷」（『入唐新求聖教目録』に載る）を持ち帰っている。これらの史実は、具平親王（九六四—一〇〇九）が「和高礼部再夢唐白大保之作（高礼部（高階積善）の再び唐の白大保を夢みるの作に和す）」の頸聯「中華変雅人相慣、季葉頽風体未訛。（中華の変雅人相ひ慣れたれども、季葉の頽風体未だ訛たず）」に自注を付して「我朝詞人才子、以白氏文集為規模。故承和以来、言詩者皆不失体裁矣。（我が朝の詞人才子、白氏文集を以つて規模とす。故に承和より以来、詩を言ふ者皆な体裁を失はず）」と本邦詩人の『白氏文集』に接した起点を承和と見なした発言と見事に符合する。そして平安貴族の間では、暗黙裏に『白氏文集』が渡来した仁明朝以後と、それ以前の勅撰三集時代とは本邦の詩風が全く異なると考えられていた。『和漢朗詠集』に勅撰三集からの摘句が一首も見られないのは、その何よりの証拠である。

ところが、『江談抄』巻四の第五話にはその常識を覆すような言談が見出されるのである。

閉閣唯聞朝暮鼓、登樓遙望往来船。〈行幸河陽館。弘仁御製〉

故賢相伝云、白氏文集一本詩、渡来在御所。尤被秘藏、人敢無見。此句在彼集。叡覧之後、即行幸此觀、有此御製也。召小野篁令見。即奏曰、以遙為空、弥可美者。天皇大驚、勅曰、此句樂天句也。試汝也。本空字也。今汝詩情與樂天同也者。文場故事尤在此事。仍書之。

（閣を閉ぢては唯だ聞く朝暮の鼓、樓に登りては遙かに望む往来の船。〈河陽館に行幸す。弘仁御製〉）

故賢相ひ伝へて云ふ、「『白氏文集』一本の詩、渡来して御所に在り。尤も秘藏せられ、人敢へて見る事無し。此の句は彼の集に在り。叡覧の後、即ち此の觀に行幸して、此の御製有るなり。小野篁を召して見しむ。即ち奏して曰はく、「遙を以つて空と為ば、弥いよ美なる可し」者。天皇大いに驚き、勅して曰はく、「此の句は樂天の句なり。汝を試みるなり。本より空字なり。今汝の詩情、樂天と同じきなり」者」。文場の故事、尤も此の事に在り。仍りて之れを書く。」

『白氏文集』を最初に手に入れたのは仁明天皇ではなく、実はそれより早く嵯峨天皇が秘蔵しており、それを用いて側近の詩人小野篁の詩才を試したのだと、匡房は故賢の口を借りて述べている。文中の「此句」は『白氏文集』卷十八に収める「春江」⁽¹¹⁵⁹⁾と題する詩の頷聯であり、たしかに『白氏文集』の本文は「閉閣只聽朝暮鼓、上樓空望往來船」(唐鈔本系の『管見抄』に拠る。宋刊本系的那波本では「閣」を「閣」に作る)である。嵯峨天皇が実際に『白氏文集』を愛読していたとは考えにくい、嵯峨の没した承和九年は白詩の渡来後に当たっている。したがって、その可能性は無いとは言えないが、恐らく事実では無かるう。しかし匡房は、その根拠・意図は不明ながら、白詩受容の起点を嵯峨であると主張しているのである。これは、匡房以前の貴族達の認識とは全く異なるものであった。

また匡房は『江談抄』卷六の第四話「田村麿卿伝事」に

又云、田村麿卿伝者、弘仁御製也。其一句云、張將軍之武略、当案轡前驅、蕭相国之奇謀、宜執鞭後乘云々。神之神妙也。
(又た云ふ、「田村麿卿伝」は、弘仁の御製なり。其の一句に云ふ、「張將軍の武略、当に轡^{くづみ}を案じて前驅すべし、蕭相国之奇謀、宜しく鞭を執りて後乗すべし」と云々。神之神妙なり」と。)

と語り、嵯峨天皇の文才を称讃している。このように匡房は、嵯峨が白居易を我が国で最初に見出した炯眼の持ち主であること、自身も詩文に優れていたことを理由に、詩境の統治者として相応しい天子であるとして、本邦詩史の起点に位置づけたものと思われる。

一一二、醍醐天皇

『江談抄』には、醍醐天皇(八八五―九三〇)に詩を評価する才能があり、そのことを儒者が重んじていた内容の説話が見出される。まさに詩境を治めるに相応しい天皇であると匡房は言いたのである。数ある説話の中から卷四の第十七話、

第十四話を次に掲げることしよう。

青嵐漫触粧猶重、皓月高和影不沈。〈省試御題、山明望松雪。菅名明〉

古人曰、評定以前、延喜聖主詠此句、彈御琴。諸儒伝承、令及第。

（青嵐漫ろに触れて粧ひ猶ほ重し、皓月高く和して影沈まず。〈省試御題、山明らかにして松の雪を望む。菅名明〉）
古人曰はく、「評定以前、延喜の聖主、此の句を詠じて、御琴を弾きたまふ。諸儒伝へ承りて、及第せしむ」と。）

詩の作者「菅名明」は菅野名明（生没年未詳）。文章生を選抜する省試に当たって、醍醐天皇が自ら詩題を出し、また、合否の評定では、醍醐の下した評価に判儒たちが従ったという話柄である。『江談抄』では醍醐天皇を「聖主」と呼ぶ。匡房が醍醐を詩境の統治者と見なし、高い文学的評価を与えていたことを示す証拠である。

天山不弁何年雪、合浦応迷旧日珠。〈禁庭翫月〉

故老伝云、講詩之間、読師早置他詩。延喜聖主抑而不令読、再三誦此句。作者不堪感、叩膝高感曰、アハレ聖主哉聖主哉。時人咲之。

（天山には弁へず何れの年の雪なるかを、合浦には応に迷ふべし旧日の珠なるかと。〈禁庭に月を翫ぶ〉）
故老伝へて云ふ、「詩を講ずるの間、読師早く他の詩を置かむとす。延喜の聖主、抑へて読ましめず、再三此の句を誦したまふ。作者、感に堪へず、膝を叩き高く感じて曰はく、「アハレ聖主哉、聖主哉」と。時の人之れを咲ふ」と。）

詩の作者は三統理平である。披講の時、理平の詩を誦し終えた読師が次の詩に移ろうとしたのを醍醐天皇が制止し、二度三度詩を朗誦して秀句であることを一座に示したのである。天皇が詩を評価する能力を持っていたことを述べたものである。

ことは言うまでもない。尚、後半部分は、理平が暗黙の了解事項をことさら大袈裟に表現したことを失笑されたのである。

一―三、村上天皇

当時、歴代天皇の中で詩人として最も高い評価を受けていたのは村上天皇（九二六―九六七）である。『江談抄』巻五の第五十話「父子共相伝文章事（父子共に文章を相ひ伝ふる事）」に、

問云、古今父子相伝文章者希歟。帥答云、良香子在中、菅家御子淳茂、文時子輔昭、村上御子六条宮、此外無之云々。

（問ひて云ふ、「古今、父子の文章を相ひ伝ふる者は希なるか」と。帥（匡房）答へて云ふ、「良香と子の在中、菅家と御子の淳茂、文時と子の輔昭、村上と御子の六条宮、此の外之れ無し」と云々。）

とあるとおりである。「六条宮」は具平親王を指す。また、村上天皇は父の醍醐天皇と同じく、詩人に対する鑑識眼にも定評があり、次に掲げる『江談抄』巻六の第十話、第十四話はその詩文の評価者としての姿を伝えるものである。

昇殿者は象外之選也、俗骨不可以踏蓬萊之雲、尚書亦天下之望也、庸才不可以攀臺閣之月。

直幹請任民部少輔申文。件申文、天曆帝置御書机給云々。

（昇殿は是れ象外の選びなり、俗骨以つて蓬萊の雲を踏む可からず、尚書は亦た天下の望みなり、庸才以つて臺閣の月を攀づ可からず。）

直幹の民部少輔に任ぜられんと請ふ申文なり。件んの申文は、天曆帝、御書机に置き給ふと云々。）

天曆八年（九五四）八月九日付、名高い橘直幹の申文の摘句で、『和漢朗詠集』述懐（757）に収める。村上天皇が申文を

「御書机に置き給ふ」とは、秀句として愛翫したということである。

登日登風、高低千顆万顆之玉、染枝染浪、表裏一入再入之紅。〈花光浮水上詩序、三品〉

此序、冷泉院花宴也。序遅無極。主上欲還御。而依聞序首、留給。万葉仙宮、百花一洞也云々。

（日に登き風に登く、高低千顆万顆の玉、枝を染め浪を染む、表裏一入再入の紅。〈花の光水上に浮ぶといふ詩序、三品〉）
此の序は、冷泉院の花宴なり。序の遅きこと極まり無し。主上、還御せむとしたまふ。而るに序の首を聞こしめすに依りて、留まり給ふ。「万葉の仙宮、百花の一洞なり」と云々。）

応和元年（九六一）三月五日、冷泉院で行なわれた桜花の宴で菅原文時が執筆した詩序からの摘句である。『和漢朗詠集』花（116）に収める。村上天皇が詩序の冒頭の対句を耳にして還御するのを思い留まったとあるのは、「万葉」（葉は代の意）と「百花」とが字対を為し、「仙宮」（仙は千と音が通じる）と「一洞」とが声対を為すという技巧を評価したのである。

このように匡房は説話を通して、村上天皇の詩人としての力量、そして詩人を評価する能力を明らかにしている。しかし、匡房がそれ以上に村上を評価したのは、村上が自ら優れた詩人でありながらも、臣下の詩人を庇護し、良好な関係を保ち続けた点である。そのことを語った説話が『江談抄』巻五の第五十七話「村上御製與文時三位勝負事（村上御製と文時三位との勝負の事）」である。すなわち宮中の詩宴で主催者の村上天皇と招かれた菅原文時との間で、詩の優劣について激しい議論が交わされたが、結局村上が譲歩する形で落着させ、詩人に対する寛大さを示したという話柄である。これについては嘗て論じたことがあるので、その詳細は割愛する。ここでは、村上天皇に臣下の詩人を庇護するという、詩境を統治するに相応しい人格が備わっていたことを匡房が強調していることを指摘しておきたい。

一条天皇（九八〇—一〇一一）は『本朝麗藻』作者であり、天皇としては村上天皇に次いで詩人の名声を博していた。詩を評価する能力に長けていたことを示す説話として、巻四の第四十三話を掲げよう。

山投燈燧秋雲晴、海恩波瀾暁月涼。

此詩、源為憲為人作也。後聞一条院令感給、称自作云々。

（山は燈燧を投げて秋雲晴れたり、海は波瀾を恩みて暁月涼し。

此の詩は、源為憲、人のために作るなり。後に一条院感せしめ給ふと聞き、自作と称す、と云々。）

源為憲は、他人のために代作した詩が一条天皇を感動させたとき、実は自作であると明かしたという話柄である。それは次に掲げる巻五の第四話「斉名不点元稹集事（斉名、元稹集に点ぜざる事）」で匡房は一条天皇のどのような性質を言おうとしたのであろうか。

又被命云、一条院以元稹集下卷斉名可点進之由被仰之。雖然辞遁云々。

（又た命せられて云ふ、「一条院、元稹集下巻を以つて斉名に点し進らす可きの由、之れを仰せらる。然りと雖も辞遁す」と云々。）

元稹は白居易と並んで平安時代に良く読まれた詩人である。一条天皇は紀斉名に命じて『元稹集』下巻に訓点を加えさせようとしたが、斉名はそれを辞退したとある。加点の下命は、斉名の学才を評価してのことである。名譽なことであるにも拘わらず、斉名がそれを断つたのは何故か。江談抄研究会『古本系江談抄注解』（武蔵野書院、一九七八年）では、『元稹集』が難解であったか、或いは斉名が多忙であったことをその理由に挙げているが、私見では、一条天皇に訓点の誤りや不

備を叱責されることを恐れたためではないかと思う。匡房は、一条が彼の音名をも萎縮させるほどの学才を持ち合わせており、詩境を治めるに相応しい天子であったことを示そうとしたのではなからうか。

以上、「詩境記」の記述が『江談抄』に見える匡房の発言と符合していることを確認した。「詩境記」の「弘仁・承和に起こり、貞観・延喜に盛んなり。承平・天曆に中興して、再び長保・寛弘に昌んなり」の記述は、そのまま「嵯峨朝に起こり、醍醐朝に盛んなり。村上朝に中興して、再び一条朝に昌んなり」と置き換えられるのである。それでは、四人の天皇を本邦詩史の画期に位置づけた匡房の認識は、果たして弟子の基俊に受け継がれたのだろうか。次節ではそれを検証することにしよう。

二、藤原基俊の『新撰朗詠集』

藤原基俊(一〇五六―一一四二)は『和漢朗詠集』の続編として、詩歌のアンソロジー『新撰朗詠集』を編纂した。編纂を下命したのは藤原忠通で、編纂時期は保安三年(一一二二)から長承二年(一一三三)までの間であると推定されている。匡房没して十年から二十年後のことである。所収詩歌は穂久邇文庫蔵本によれば、摘句五百四十三首、和歌二百三首で合計七百四十六首。ここで問題となるのが摘句中の本邦詩句三百十七首である。本邦詩人とその詩句に限っての入集数とを次に掲げよう。

大江以言(30)	菅原道真・菅家万葉集(16)	慶滋保胤(15)	紀斉名(13)	藤原伊周(11)	具平親王(10)
紀長谷雄(9)	源順(9)	藤原明衡(9)	三善清行(7)	源英明(7)	兼明親王(6)
橋在列(6)	菅原文時(6)	村上天皇(6)	島田忠臣(5)	大江匡衡(5)	大江朝綱(6)
輔仁親王(5)	惟良春道(4)	橘直幹(4)	菅原輔昭(4)	藤原公任(4)	都良香(3)
高丘五常(3)	菅原庶幾(3)	源為憲(3)	一条天皇(3)	藤原為時(3)	藤原最貞(3)
				善滋為政(3)	

大江時棟 (3)	中原長国 (3)	後三条天皇 (3)	大江匡房 (3)	藤原有信 (3)	嵯峨天皇 (2)	小野篁 (2)
高丘末高 (2)	藤原篤茂 (2)	橘通通 (2)	高丘相如 (2)	菅原忠貞 (2)	源経信 (2)	惟宗孝言 (2)
大江隆兼 (2)	藤原敦宗 (2)	藤原季仲 (2)	橘広相 (1)	贈納言 (1)	小野美材 (1)	菅原淳茂 (1)
醍醐天皇 (1)	貞真親王 (1)	物部安興 (1)	紀在昌 (1)	菅野名明 (1)	笠雅望 (1)	藤原雅材 (1)
藤原実頼 (1)	藤原後生 (1)	源孝道 (1)	藤原惟成 (1)	菅原輔正 (1)	藤原有国 (1)	源道濟 (1)
本操采女 (1)	尾張学生 (1)	入道大納言 (1)	藤原広業 (1)	藤原義忠 (1)	後朱雀天皇 (1)	藤原定頼 (1)
藤原国成 (1)	藤原家経 (1)	藤原実範 (1)	菅原定義 (1)	藤原頼宗 (1)	藤原能信 (1)	源相方 (1)
後冷泉天皇 (1)	源師房 (1)	藤原師成 (1)	藤原有俊 (1)	藤原成家 (1)	藤原行家 (1)	藤原敦基 (1)
源成宗 (1)	藤原友房 (1)	源俊房 (1)	菅原在良 (1)	無名 (1)		

右に明らかなように、『新撰朗詠集』に詩句が入集した天皇は嵯峨・醍醐・村上・一条・後朱雀・後冷泉・後三条の七名である。しかし、このうち後朱雀・後冷泉・後三条の三名は「詩境記」の言及する時期には含まれない、後代の天皇である。つまり「詩境記」で匡房が詩壇の主宰者として重んじた四人の天皇は、一人も削られることなく、そのまま『新撰朗詠集』に採られているのである。しかも、一首のみの入集が多い本邦詩人の中にあつて、村上六首、一条の三首、嵯峨の二首はかなり優遇されている印象がある。ここに詩壇の主宰者は詩人としても優れた天皇が相応しいとする匡房の価値観が明瞭に見て取れるのではなからうか。特に、それまで詩人たちの視野の外に置かれていた嵯峨天皇を入集させた点は、匡房の弟子ならではの思い切った措置であつたと言えよう。其後は師匡房の主張を継承し、『新撰朗詠集』の編纂に当たつてその遺志を厳守したのであつた。

因みに、上位入集の惟良春道は嵯峨朝を、菅原道真・紀長谷雄・三善清行は醍醐朝を、慶滋保胤・源順・大江朝綱・菅原文時は村上朝を、大江以言・紀斉名・藤原伊周・具平親王は一条朝を代表する詩人である。良き庇護者がいて始めて優れた

詩人は輩出するという匡房の文学観がここにも息づいているように思われる。

さて、匡房は「詩境記」の中で本邦詩史の概略を述べた後、「広く謂へば則ち三十餘人、其の菁莫を略すれば、六七許輩に過ぎず」と、優れた詩人は広く言えば三十人程度、さらに絞れば六、七人に過ぎないと断じている。川口久雄氏は嘗てこの記述を取り上げて、

三十余人というのは弘仁・承和に空海・菅原清公・小野岑守・嵯峨天皇・淳和天皇・有智子・小野篁ら、貞観・延喜に大江音人・菅原是善・春澄善繩・都良香・橘広相・小野美材・島田忠臣・菅原道真・紀長谷雄・三善清行ら、承平・天曆に大江朝綱・大江維時・菅原文時・村上天皇・兼明親王・源英明・橘在列・源順ら、長保・寛弘に一条天皇・慶滋保胤・具平親王・大江匡衡・大江以言・紀在昌・藤原伊周・紀斉名・高階積善・源為憲・藤原公任らの人々をさすのであるか。さらにその英豪を精撰すれば六七人に過ぎないというのは篁・良香・道真・長谷雄・朝綱・文時・順らの人々をさすのであろうか。

と該当する詩人を推測した⁷。しかし、この中で空海・菅原清公・小野岑守・淳和天皇・有智子・大江音人・菅原是善・春澄善繩・大江維時といった詩人は、当時最も権威のあったアンソロジーの『和漢朗詠集』には一首も採られておらず、匡房が彼らを詩人として評価していたとは思われない。基俊が匡房の文学観を継承する中で『新撰朗詠集』を編纂したのであれば、『新撰朗詠集』の上位入集詩人こそが匡房の言う「三十餘人」「六七許輩」に当たるものと思われる。

三、「暮年詩記」と『新撰朗詠集』

前節では、匡房の「詩境記」に見られる文学的価値観が基俊の『新撰朗詠集』にも見出されることを確認した。本節では、これと同じような構図が匡房の「暮年詩記」(『朝野群載』卷三、『本朝統文粹』卷十二)と『新撰朗詠集』との間に

見られることを指摘したいと思う。次に「暮年詩記」の本文と大意とを示そう。

予四歳始読書、八歳通史漢、十一賦詩、世謂之神童。源大相国、風月之主、社稷之臣也。試賜雪裏看松貞之題。此日時棟朝臣在座。筆不停滯、文不加点。相府深賞歎之、幸賜汲引之恩。宇治前大相国、又為被賦詩、忝有微辟。雖豫參不賦之。依当相府之忌月也（十二月）。此日相子曰、履地踰人、必至大位。故肥前守長国朝臣、予先祖李部大卿之門人也。長於文章、時在任国。見予詩草、送書相賀之。十六作秋日閑居賦。故大学頭明衡朝臣、深以許焉。常曰、其鋒森然、定少敵者。後作落葉埋泉石詩。感曰、已到佳境。予後日見之、未尽其美。然而感先達名儒如此。故文章博士定義朝臣、謂予師右大弁定親朝臣曰、定義始不許江茂才文、近日製作可謂日新。故都督源重相、久好鑽仰、兼知文章。見予文章、必加褒美。馬嘶吳坂之風、龜抃廬江之浪。予昇進之間、必加吹噓之力。前肥後守時綱朝臣、深得詩心。見予前大相国表并源右相府室家源二位願文曰、殆近江吏部之文章。故伊賀守孝言朝臣、掃部頭佐国、提携於文、浮沈於道。蓋後進之領袖也。見予円徳院願文并前大相国関白第三表、深感歎。故式部大輔実綱朝臣、雖不深文章、猶非無感激。見予高麗返牒而心伏。右中弁有信朝臣、頗得詩心。見予文章、泣而感之。

爰頃年以來、如此之人、皆以物故、識文之人、無一人存焉。司馬遷有謂曰、為誰為之、令誰聞之。蓋聞、匠石斲斧於郢人、伯牙絕絃於鍾子。何況風騷之道、識者鮮焉。巧心拙目、古人所傷。寛治以後、文章不敢深思、唯避翰墨之責而已。若夫心動於内、言形於外。独吟偶詠、聊成卷軸。仍記由緒、貽於來葉。

私は四歳から読書を始めた。八歳で史漢（『史記』『漢書』『後漢書』）に通曉した。十一歳のとき始めて詩を賦し、神童と称えられた。その話を聞きつけた詩に造詣の深い太政大臣源師房は私を召し、試みに「雪裏看松貞」という詩題を与えて詩を作らせた。その場には長老大江時棟もいたが、私は少しも滞らず一篇の詩を書き上げ、師房を驚嘆させた。宇治関白太政大臣藤原頼通もまた私を召して試そうとした。しかし、私はその日が道長公の忌日に当たっていることを理由に賦

詩を辞退した。頼通は私を相して必ずや大位に至るであろうと予言した。肥前守中原長国は曾祖父大江匡衡の弟子で、詩に長じ、当時任国にあったが、私の詩草を見て、書面で祝賀した。十六歳のとき「秋日閑居賦」（『本朝統文粹』巻一）を作り、大学頭藤原明衡に認められた。後に作った「落葉埋泉石詩」も、それほど良い出来ではなかったにも拘らず、明衡は秀句として評価してくれた。このように私は先達の名儒を感服させた。文章博士菅原定義は我が師の右大弁平定親に向かって、定義ははじめ匡房の詩を認めなかったが、近頃の作は日々上達していると褒めた。大納言太宰権帥源経信は学問を好み、詩を良く理解した。私の詩を見れば必ず褒めてくれ、また私の官位昇進には絶えず助力推薦を惜しまなかった。肥後守源時綱は詩心を得た文人で、私の「京極前大相国辞関白第三表」（『本朝統文粹』巻四）と「右府室家為亡息后被供養堂願文」（同巻十三）とを評して、すでに大江匡衡の域に達していると称讚した。伊賀守惟宗孝言と掃部頭大江佐国とは詩作と学問に耽り、後進の領袖であった。私の「円徳院供養願文」（『本朝統文粹』巻十三）と「京極前大相国辞関白第三表」とを見て深く感歎した。式部大輔藤原実綱は詩文にそれほど造詣が深いわけではなかったが、私の執筆した「高麗返牒」（『朝野群載』巻二十、『本朝統文粹』巻十二）を見て心伏した。右中弁藤原有信は詩心を得た儒者で、私の詩文を見て感涙に咽んだ。

ところが、こころばらくの間に私を認めてくれた右の人々が相次いで亡くなってしまった。理解者の全くないところで従前どおりに詩文を作るのはつらく悲しいことである。それゆえ寛治年間以後、詩文は儒者としての責務を果たすのみに止め、敢えて推敲を加えることはしなくなった。こうして感興に任せて独吟偶詠した詩も一卷を成すに至ったので、その間の経緯を以上のように記して後世に貽そうと思う。

「暮年詩記」は、康和元年（一〇九九）匡房五十九歳頃に執筆した自伝的作品で、自撰詩集に序文として付したものである。⁸自らの半生を顧みて、その時々匡房の文才を認めてくれた十二名の人物（傍線部）を挙げているが、匡房の方もそれらの人々の文才を評価していたことは、各人に付した短い人物評からも容易に窺われる。ここで注目したいのはその顔ぶれ

である。この十二名にはある共通点がある。それは何かと言えば、全員『新撰朗詠集』に作品を残していることである。しかも、次に示すように大半が二首以上の上位入集者なのである。

源師房（詩句一首）

大江時棟（詩句三首）

藤原頼通（和歌一首）

中原長国（詩句三首）

藤原明衡（詩句九首、長句二首）

菅原定義（詩句一首）

源経信（詩句二首）

源時綱（詩句五首）

惟宗孝言（詩句二首）

大江佐国（詩句五首）

藤原実綱（長句一首）

藤原有信（詩句三首）

このように基俊は、匡房が「暮年詩記」で優れた詩人と認めた者を『新撰朗詠集』に優遇して入集させているのである。基俊が師である匡房の文学的評価を尊重し、これを正しく継承していたことが窺われよう。

結語

以上、大江匡房の著作「詩境記」「暮年詩記」を取り上げ、藤原基俊の『新撰朗詠集』と比較することを通して、匡房の学問体系が基俊に受け継がれていたことを確認した。『新撰朗詠集』の中には、匡房の薫陶を受けた基俊がその学問的成果を示すという側面を見出すことができるのである。

尚、本稿で明らかにしたことのほかに、「詩境記」に見られる中国詩人の評価や『江談抄』に見られる本邦詩人の評価が『新撰朗詠集』所収摘句に反映されていることを指摘できるが、それらについては別稿に譲ることにした。

- 1、大江匡房と藤原基俊とが師弟関係にあったと考えられる理由として、
 - 一、十五歳という二人の年齢差は師弟関係を結ぶことに支障が無いこと。
 - 二、基俊撰『新撰朗詠集』に匡房の作品が他の作者に比して多く入集していること。
 - 三、『新撰朗詠集』の依拠資料として『江談抄』が用いられていること。
 - 四、基俊が『和漢朗詠集』を书写するに当たって、作者名と共に文題・詩題を注記するという匡房の創始した書式を採用していること。また『新撰朗詠集』にも同じ書式を用いていること。
- 2、後藤昭雄「大江匡房「詩境記」考」(『平安朝漢文学史論考』、勉誠出版、二〇一二年四月。初出は一九八七年二月)に詳しい考察がある。
- 3、『江談抄』は、山根對助・後藤昭雄校注の本文(新日本古典文学大系32『江談抄 中外抄 富家語』、岩波書店、一九九七年六月)を用いた。訓み下しを一部改めたところがある。
- 4、太田晶二郎「白氏詩文の渡来について」(『太田晶二郎著作集』第一冊、吉川弘文館、一九九一年八月。初出は一九五六年六月)を参照されたい。
- 5、国文学史上の承和の意義については、大曾根章介「王朝漢文学の諸問題―時期区分に関する一考察」(『大曾根章介日本漢文学論集』第一巻、汲古書院、一九九八年六月。初出は一九六三年一月)を参照されたい。
- 6、拙稿「文人貴族の知識体系」(『句題詩論考』、勉誠出版、二〇一六年十一月。初出は二〇一四年十月)を参照されたい。
- 7、川口久雄「平安朝日本漢文学史における時期区分と各期の特質」(『三訂 平安朝日本漢文学史の研究』上篇、明治書院、一九七五年十二月)。
- 8、「暮年詩記」の成立事情については、拙稿「暮年記」の執筆時期」(『平安後期日本漢文学の研究』、笠間書院、二〇〇三年五月。初出は一九九四年)を参照されたい。

〔附記〕 思い起こせば、慶応大学に奉職した当初、私は『新撰朗詠集』の研究に没頭していた。それが一九九三年の恩師大曾根章介先生の逝去を機に、研究対象を藤原基俊から大江匡房に移すこととし、以後これまで匡房の著作を手懸かりとして平安時代の学問体系の解明に努めてきた。藤原基俊のことは半ば忘れかけていたというのが正直なところである。それが今、大学を退職する直前になって、奇しくも基俊に再会することになったのである。感慨を催さずにはいられない。